⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　沖縄防衛局が発注した建築一式工事のうち、令和元年度及び令和２年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑿　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

⒀　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからエまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

㋐　工事の安全管理及び工程管理に関する技術提案

㋑　外装及び内装仕上げの品質確保に関する技術提案

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　その他（ワークライフバランス等推進企業の評価及びペナルティ）

エ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴アからウの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は40点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴エ評価項目について最高30点の評価点を付与する。

ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　⑴アの評価項目（技術提案）を行わない者にあっては、⑴イ及びウの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

⑶　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴アからエまでをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

⑸　その他　受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290― 9　沖縄防衛局総務部契約課契約審査係　電話098―921―8131（内線160）　ＦＡＸ098―921―8167

⑵　入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　令和３年12月24日から令和４年２月24日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後６時まで。ただし、最終日は正午まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター

http://www.dfeg.mod.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。

文書類等：ＰＤＦ（1.4形式以下）又はWord（2016形式）

申請書類：Excel（2016形式以下）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、⑴へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ―Ｒ（未使用に限る）１枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付すること。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

（http://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf）

⑶　申請書及び技術資料の提出期限等

ア　提出期限　令和４年１月14日正午

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料の容量が大きく、電子入札システムにて提出する際にエラーが発生した場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより行うものとする。

⑷　見積等の提出期限等

ア　提出期限　令和４年１月21日正午

イ　提出方法　⑴に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

なお、見積等の提出が申請書及び技術資料の提出と同時となる場合は、電子入札システムにより見積等を提出することができる。

⑸　入札書の受領期限等

ア　受領期限　令和４年２月21日正午

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、⑴に持参又は郵送等により提出する。

⑹　開札の日時及び場所

ア　日時　令和４年２月25日午後２時30分

イ　場所　電子入札システム内